経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	36	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）登米市長　熊谷　盛廣	（所在地）宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1
		経営管理権の設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）[redacted]	（住所又は所在地）[redacted]

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）

番号	所在	地番	林小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の開始	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	津山町横山字竹の沢	1-241	4　ハ　22　0	山林	0.01	ｽｷﾞ	62	公告の日より	2035.3.31	・乙は存続期間中に間伐を1回以上実施する事により林内環境整備を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては渓畔や沢筋における不必要な伐採は控え、生物多様性に配慮するものとする。	・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売の収益は乙のものとする。 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付与する場合における保険料は除くものとする。	・乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	津山町横山字竹の沢	1-202	4　ハ　32　0	山林	0.20	ｽｷﾞ	48	公告の日より	2035.3.31				
3	津山町横山字竹の沢	1-202	4　ハ　33　0	山林	0.70	ｽｷﾞ	57	公告の日より	2035.3.31				
4	津山町横山字竹の沢	1-202	4　ハ　33　1	山林	0.77	ｽｷﾞ	62	公告の日より	2035.3.31				
					1.68								

この計画に同意する

権利の設定を受ける市町村（乙）　登米市長　熊谷盛廣　　住所（同上）　宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1

権利の設定する森林の森林所有者（甲[redacted]　　住所（同上）[redacted]

（記載注意）

（１）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合は、別葉とすること。

（２）共有者不明又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者との氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（３）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにす経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備載すること。

（４）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（５）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

津山町森林計画

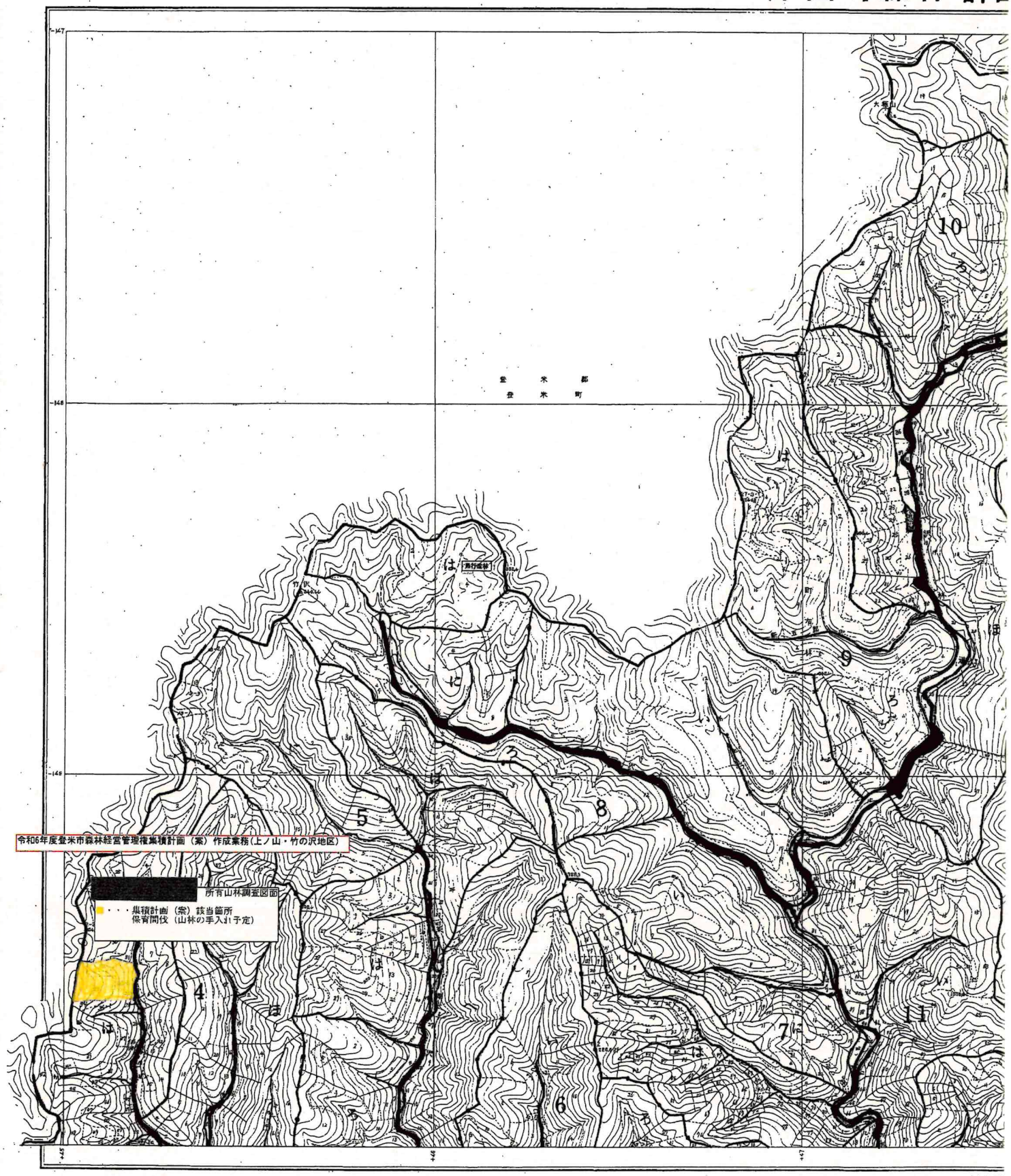

1：5,000